

九条の会 金大ネット 通 信

事務局 金沢大学経済学部 小林研究室(264-5415) <http://www.ku-union.org/users/nine/>

「集団的自衛権」についての勉強会

金大ネット・事務局

金大ネットの事務局では、憲法をめぐる種々の問題について、独自に勉強会を開催したいと思います。出来れば法律に詳しい人をチューターに招いて行なうのが一番良いとは思いますが、そのような人たちもお忙しそうでなかなか日程の都合もつかないでいます。しかし何時までもこのままでいる訳にもいきませんので、先ず集まれる人たちで集まって議論する事から始めることにしました。

その第一回目として、今話題になっている「集団的自衛権」についての勉強会を以下の要領で行なおうと思います。是非、奮ってご参加ください。

日時 5月30日(水) 午後6時から(約2時間くらいの予定)

場所 法経棟5階 会議室(エレベーターの向かい)

事務局の打ち合わせ会に出席されているメンバーが中心になると思いますが、各自それぞれに自分が調べたものを持ち寄り、議論をしていこうと考えます。そこでの結果は、また随時『通信』等でお伝えしていこうと思います。

金大ネットの6月と7月の行動予定

金大ネットでは、6月には、これも良く話題になる「北からの脅威論」に関わる話しをテーマに、昼休み時間を利用したティーチンを行なう予定をしています。まだ正確な時間や講師は未定ですが、決まり次第お知らせします。

7月の上旬には、「集団的自衛権」についての講演会を予定しています。講師や正確な日時は、また決まり次第ご連絡します。

集会や講演会での議題など、まだ若干変動があるかもしれません。ご容赦ください。

憲法について、もっと知ろう！（２）

山辺知紀（元金沢大学）

前回の『通信』第6号では、憲法の「前文」について見てみたが、今回は、国会で憲法改正のための国民投票法案が中途半端な議論で強引に可決されてしまったこととも関連するので、唐突ではあるが、憲法の一番後ろに置かれている第10章「最高法規」について見てみたい。そこでは、以下のように述べられていた。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去の幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

この第10章の後には「補則」の章があるのみだから、上に引用した条文が実質的には最後の章とっていい。ちなみにこの一つ前の第96条が、最近良く耳にする憲法改正に関わる条文である。今ここで一番気になる条文は第99条「天皇又は摂政及び、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」の憲法遵守の義務が書かれているところである。勿論、憲法遵守の義務があるからといって、これらの人達に一切の憲法改定への働きかけが禁止されるわけではない。前回見た「前文」の精神を損なわず、しかもそれに沿う改定である限りは、それらの改定の行為は当然認められるのだろうし、必要でもあるだろう。

事実、安倍首相も就任以来憲法「改正」を言い続けている。憲法制定からすでに60年の年月が過ぎ、日本という国も大きく変わった。余り古臭いものに拘りすぎていると先行きが不安になる。そろそろ改定の必要があるのではないか。確かにそのような言い分にも何がしかの理屈は認められる。だから首相の発言を一概に「憲法違反」と決め付ける訳にもいかない。ただ問題は現憲法の何処がどのように古臭くなったのかということである。

現在あるものを変えようとする場合、ただ「戦後レジームの終焉」とか「美しい国作り」等

といったムード的な言葉で人を説得出来ると考えるのは、傲慢すぎる。このようなことを法律の素人が言うのもおこがましいが、変更を言う側には「拳証責任」があることを忘れてないで欲しい。特に、憲法のように長い間日本の形を支えてきたものを変えようというのであれば、それ相当の理由を提出しないことには、その責任を果たしたことはない。

安倍総理が挙げる現憲法の問題点は、一つしかない。現憲法が戦争行為を禁止していることだろう。憲法9条は、その第二項で「国の交戦権は、これを認めない」をハッキリ謳っている。これがある限り、何処かの国が実際に日本に軍隊を繰り出して戦争を仕掛けてきた時でもなければ、日本の「自衛隊」は鉄砲を撃つことは出来ない。いわんやイラクやインド洋で戦闘行為に入るなどということは決して許されない。しかし、これでは多国籍軍とかアメリカ軍と行動をともにしても、戦闘行為に「参加」出来ない。大臣達にすれば肩身が狭いと感じるのだろうか。安倍総理や政府のお偉い方が苦慮するところである。

憲法で定められた日本の立場は、「戦争をしないで平和を守る」というものである。決して生易しいものではないが、これを戦後60年守ってきたおかげで、日本の自衛隊は、世界中で戦争が絶えなかったこの60年の間、日本人も外国人も誰一人戦争で殺す事はなかった。これと正反対の立場をとるのが米国だろう。米国の場合は、核抑止力という言葉が象徴するように「武器(=力)によって安全を維持する」というのが基本にある。圧倒的な軍事的優位によって平和を守る。これが米国流である。おかげで彼らはこの60年間戦争に明け暮れてきた。その中でどれだけ多くの人たちが死んでいき、また今でも死に続けているのか。こんな野蛮な方法は、平和憲法を基本とする日本流には決して馴染まない。

しかし日本も、この数年の間に急速に「軍事力で平和を守る」方向に、舵を取り始めている。米軍再編にあわせて防衛庁を防衛省に格上げし、昔で言う「軍部」の発言力を強化し、それをもとにした「米国流の」国作りの方向に動き出そうとしている。だからこそ今の平和憲法が邪魔になる。これを変えて米軍と一緒に行動したい。これは米国からも強く求められている。チェイニーやアーミテージの発言は露骨ですらある。

しかしこれは憲法第99条に対する明確な違反である。「前文」にもあった「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」た我々日本国民は、だからこそ「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」が憲法を守るように「義務」づけていたはずである。安倍総理を初めとする日本政府がそれに違反する事は、われわれ国民を欺く事であり、決して許される事ではない。

私達は、もう一度憲法の「前文」とこの第99条とを思い出さなければならない。政府の行為によって戦争の惨禍が起こらないようにすることを決意し、大臣や国会議員に憲法遵

守を義務付けたことを思い出さなければならない。戦争というのは、権力欲や利権に憑かれた大臣や政治家達が自分達だけでやるものではない。彼等の行為によって、多くの人たちが人殺しの使命を与えられ戦場へと送り出され、それよりもはるかに多くの人々が死んだり傷ついたり、あるいは家を焼かれ肉親を失っていく。このことを決して忘れてはならない。だからこそ私達の憲法「前文」では、単に「戦争」とではなく、わざわざ「戦争の惨禍」が起こる事がないようにと書いたのではなかったか。

毎日のように報道されるイラクでの爆弾テロのニュース。戦争というのはあのような状態を作り出すことでしかない。私達日本国民は、それでもまだ戦争をすることを望むと言うのか。たとえ古くなったとしても、大事なものは大事だろう。「初心忘るべからず」という言葉をもう一度思い出さねばならない。憲法も今年で丁度還暦。もう一度初心に返って再出発するには良い時ではないだろうか。

[掲示板]

小松基地への米軍訓練移転が始まろうとしています。現地で抗議の声を上げましょう！

来るな米軍！ 5-20小松基地抗議集会

日時：5月20日(日) 13:30～

場所：小松市役所駐車場集合

市内デモ後バスで小松基地へ。基地包囲デモ。

主催：平和運動センター主催。

共催：平和フォーラム北信越ブロック協議会

編集後記

5月3日の憲法記念日の集会(石川ネット主催)には、700名近くの人たちが集まり盛況でした。岩淵正明氏(弁護士)、井上英夫氏(金大教授)、金森俊郎氏(元教員)の三人の話しも分かり易く、集会後の文化ホールから観光会館までのパレードにも多数の方々が参加されていました。皆さんも忙しいでしょうが、奮って各種行事にご参加ください。

会員のKさんのお蔭で、『通信』が金大ネットのホームページでも見られるようになりました。有り難うございました。

なお編集者の怠慢で、4月号が出せなかったこと、深くお詫び致します。山辺知紀